

学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるために

【保護者・地域の皆様へのお願い】

廿日市市教育委員会

令和7年6月に労働施策総合推進法が改正されたことにより、令和8年10月からカスタマーハラスメント防止のための方針を明確化することが教育委員会にも求められました。

廿日市市立の小・中学校においては、これまでと同様に、学校と家庭・地域が互いを尊重し、対話を重ねながら、常に「子どもにとって何が最善か」という視点を共有し、子どもの安全・安心と成長のために協働していくことを目指しています。

そこで、学校と家庭・地域が子どもを支える大切なパートナーとして、相互理解と信頼関係を深めるための基本方針として、「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン」を策定しました。

ガイドラインURL:<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/57/146105.html>

1 良好な関係づくりを進めるための学校の基本的な考え方

- 子どもたちの安全・安心と成長が第一
- 家庭・地域は、協働するパートナー
- 教職員が働きやすい職場環境づくり

2 より良い関係づくりのために

保護者や地域の皆様からのご意見やご要望、ご相談等については真摯に受け止め、学校の教育活動の見直しや改善を図る契機としたいと考えています。

そのため、保護者、地域の皆様におかれましては、次のようなことにご留意ください。

◇ 適切な時間のご相談

- ・ ご相談は教職員の勤務時間内をお願いします。また、過度に長時間のご相談はお控えください。対応時間は放課後、30分以内を目安としています。
- ・ 事前に相談内容の概要等をお知らせいただくなどのご協力をお願いします。

◇ 適切な要求

- ・ 内容によっては、学校が対応できないことがあることもご理解ください。ご要望等については、個別の事案に応じて組織として対応を検討します。

◇ 適切な表現・声量

- ・ 怒鳴るなどの行動はお控えください。

◇ SNSでの拡散

- ・ 教職員や子どもを傷つけるような内容のSNS投稿はお控えください。

3 社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応について

保護者や地域の皆様からのご相談、ご要望、お問い合わせに対しては、これまでどおり、真摯に耳を傾け、適切な対応に努めます。

一方で、常識の範囲を超えた不当な要求や言動に対しては次のように対応いたします。

◆ 対応の中止・関係機関との連携

不当・違法な行為等が見られる場合、対応を中止し、警察等の関係機関に通報する場合があります。

◆ 顧問弁護士との連携

社会通念上許容される範囲を超える言動が継続する場合、市教育委員会や市の顧問弁護士と連携し、法的観点を踏まえた対応を行います。

● 社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

大声での威圧や暴言、脅迫、暴力、長時間にわたる対応の強要、過度な要求の繰り返しなど、教職員を傷つけたり、通常の教育活動に支障をきたしたりする言動のこと

【社会通念上許容される範囲を超えた言動の例】

- ・ そもそも要求に理由がない又は学校の教育活動に関係のない要求
- ・ 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- ・ 身体的な攻撃(暴行、傷害等)
- ・ 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等)
- ・ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・ 相当性を欠く賠償要求
- ・ 威圧的な言動
- ・ 継続的、執拗な言動、拘束的な言動 等

学校・家庭・地域で対話を大切にし
一緒に子どもたちの成長を支えていきましょう。